



平成 28 年 2 月 26 日

各 位

会 社 名 株式会社 福田組
代 表 者 名 代表取締役社長 太田 豊彦
(コード番号 1899 東証一部)
問 合 せ 先 執行役員経営企画部長 大塚 進一
(TEL 025-266-9199)

業績連動型株式報酬制度導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において役員報酬制度の見直しを行い、新たに業績連動型株式報酬制度「株式給付信託」（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議し、本制度に関する議案を平成 28 年 3 月 29 日開催予定の第 89 回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 導入の背景および目的

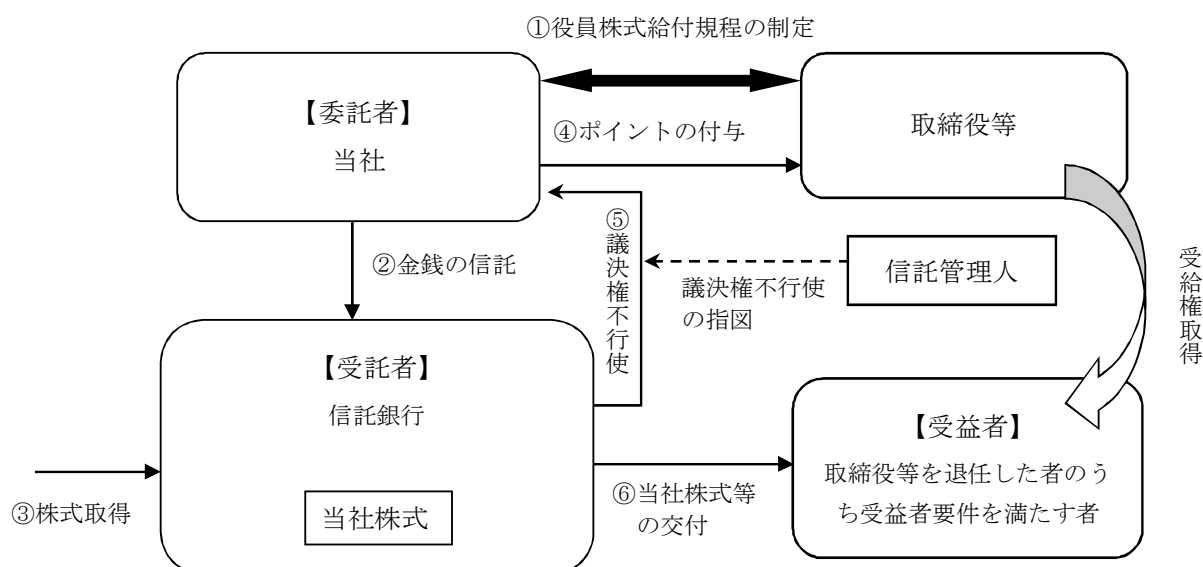
当社取締役会は、本株主総会において役員報酬に関する株主の皆様のご承認を頂くことを条件に本制度を導入することを決議し、本制度に関する議案を本株主総会に付議することといたしました。これは、取締役および執行役員の報酬と当社の業績および株式価値との連動性をより明確にし、中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的としたものであります。

2. 本制度の概要

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託を通じて取得され、当社取締役（社外取締役および監査役を除く）および執行役員（以下「取締役等」といいます。）に対して、取締役会が定める役員株式給付規程に従って、当社株式および当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下「当社株式等」といいます。）が信託を通じて交付される業績連動型の株式報酬制度です。なお、取締役等が当社株式等の交付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時とします。

<本制度の仕組み>



- ① 当社は、本株主総会において、本制度について役員報酬の決議を得て、本株主総会で承認を受けた枠組みの範囲内において、「役員株式給付規程」を制定します。
- ② 当社は、①の本株主総会決議で承認を受けた範囲内で金銭を信託します（以下、かかる金銭信託により設定される信託を、「本信託」といいます。）。
- ③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として、当社株式を、株式市場を通じてまたは当社の自己株式を引き受ける方法により取得します。
- ④ 当社は、「役員株式給付規程」に基づき取締役等にポイントを付与します。
- ⑤ 本信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式にかかる議決権を行使しないこととします。
- ⑥ 本信託は、取締役等を退任した者のうち役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした者（以下「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を交付します。ただし、取締役等が役員株式給付規程に定める要件を満たす場合には、ポイントの一定割合について、当社株式の時価相当の金銭を給付します。

(2) 本制度の対象者

当社取締役（社外取締役および監査役は、本制度の対象外といたします。）および執行役員

(3) 信託期間

平成 28 年 12 月（予定）から本信託が終了するまで（なお、本信託の信託期間について、特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続いたします。本制度は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等により終了いたします。）

(4) 当社が本信託に拠出する金額および本信託が取得する株式数

本株主総会で、本制度導入の導入をご承認いただくことを条件として、当社は、下記（６）および（７）に従って当社株式等の交付を行うために必要となることが合理的に見込まれる数の株式を本信託が一定期間分先行して取得するために必要となる資金を拠出し、本信託を設定します。本信託は、下記（５）のとおり、当社が拠出する資金を原資として、当社株式を取得します。

具体的には、当社は上記（３）の信託期間の開始時に、平成 28 年 12 月末日で終了する事業年度から平成 30 年 12 月末日で終了する事業年度までの 3 事業年度（以下「当初対象期間」といいます。）のための上記必要資金を拠出し、本信託を設定します。本制度に基づき当社取締役等に付与するポイントの上限数は、下記（６）のとおり、1 事業年度当たり合計 25,000 ポイントであるため、本信託設定時には、直近の東京証券取引所における当社普通株式の終値を考慮して、75,000 株を取得するために必要と合理的に見込まれる資金を本信託に拠出いたします。なお、ご参考として、平成 28 年 2 月 25 日の終値を適用した場合、上記の必要資金は約 70 百万円となります。なお、本信託の設定後は、当初対象期間内において、追加の資金拠出はいたしません。

また、当初対象期間経過後は、本制度が終了するまでの間、当社は、下記（６）および（７）に従って当社株式等の交付を行うために必要となることが合理的に見込まれる数の株式を本信託が先行して取得するために必要と認められる資金を本信託に追加拠出することとします。なお、当社取締役会が追加拠出を決定した場合は、適時適切に開示いたします。

（５）当社株式の取得方法

本信託による当社株式の取得は、株式市場を通じてまたは当社の自己株式を引き受ける方法によりこれを実施します。

なお、当初対象期間につきましては、本信託設定後遅滞なく、75,000 株を上限として取得するものとします。

（６）取締役等に交付される当社株式の算定方法と取締役等に交付される当社株式数の上限

当社は、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき各取締役等の役位に応じて定める基準ポイントをもとに、業績目標達成度に応じて計算される数のポイントを各取締役等に付与します。

当社取締役等に付与される 1 事業年度あたりのポイント数の合計は、25,000 ポイント（当社普通株式 25,000 株相当、うち当社取締役分は 15,000 ポイント）を上限とします。これは、現在の当社役員報酬の支給水準、取締役等の員数の動向と今後の見込み等を総合的に勘案して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

なお、取締役等に付与されるポイントは、下記（７）の株式交付に際し、1 ポイント当たり当社普通株式 1 株に換算されます（ただし、本株主総会における株主の皆様による承認決議の後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当または株式併合が行われた場合には、その比率等に応じて、換算比率について合理的な調整を

行います。)

(7) 取締役等に対する交付時期

取締役等が退任し、役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、当該取締役等は、所定の受益者確定手続を行うことにより、退任時までに付与されたポイントを累積した数に、退任事由別に設定された所定の係数（1以下といたします。）を乗じて算出された数に相当する当社株式について、原則として退任後に本信託から交付を受けることができます。ただし、役員株式給付規程に定める要件を満たす場合には、一定割合について、当社株式の交付に代えて、時価で換算した金銭の給付を受ける場合があります。なお、金銭給付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります。

(8) 議決権の取扱い

本信託勘定内の当社株式にかかる議決権は、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないこととします。かかる方法によることで、本信託勘定内の当社株式にかかる議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しています。

(9) 配当の取扱い

本信託勘定内の当社株式にかかる配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託にかかる受託者の信託報酬等に充てられます。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金は、役員株式給付規程の定めに従って、その時点で在任する取締役等に対して給付されることとなります。

(10) 信託終了時の取扱い

本信託は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等の事由が発生した場合に終了いたします。

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しています。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、上記（9）により取締役等に給付される金銭を除いた残額が当社に交付されます。

【本信託の概要】

- ① 名称：株式給付信託
- ② 委託者：当社
- ③ 受託者：信託銀行
- ④ 受益者：取締役等を退任した者のうち役員株式給付規程に定める受益者要件を満たす者
- ⑤ 信託管理人：当社と利害関係のない第三者
- ⑥ 信託の種類：金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
- ⑦ 本信託契約の締結日：平成28年12月（予定）

- ⑧ 金銭を信託する日：平成 28 年 12 月（予定）
- ⑨ 信託の期間：平成 28 年 12 月（予定）から信託が終了するまで
（特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り信託は継続します。）

以上